

## 消防計画

年 月 日作成

## 1 目的

この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、\_\_\_\_\_における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

## 2 消防計画の適用範囲について

この計画は、\_\_\_\_\_に居住し、又は出入りするすべての者に適用する。

## 3 自衛消防の組織について

火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を置く。自衛消防隊の組織及び任務分担は次表のとおりとする。

自衛消防隊長	副隊長	通報連絡班	( )
( )	( )	消火班	( )
		避難誘導班	( )

## 4 建物等の自主検査について

防火管理者は、次の事項について日常の検査を実施するものとする。

- (1) 通路及び階段に避難上支障となる物品が放置されていないか。
- (2) 消防用設備等、電気設備（共用部分）に外観上異常がないか。

## 5 火気の管理について

防火管理者は、共用室・共用部分について火気の使用又は取扱いに関する監督を行うものとする。各住戸内の火気の使用又は取扱いについては、それぞれの居住者の責任において実施するものとする。

## 6 消防用設備等の点検及び報告について

- (1) 消防用設備等は、点検設備業者に委託して\_\_\_\_\_月と\_\_\_\_\_月に行うものとし、\_\_\_\_\_がその結果を受け、3年に1回\_\_\_\_\_消防署長に報告する。

## (2) その他

- ア 防火管理者が、消防用設備等の点検結果報告書などを整理して管理人室等に置き管理する。
- イ 建物、階段、消防用設備等の施設・設備等の維持管理は、管理組合



- (2) 居住者に対する消防用設備等の設置場所及び使用方法、避難経路等の周知
- (3) 居住者が火災予防上守るべき事項の周知
- (4) 消防署及び町内会が行う防災教育及び防災訓練への居住者の参加促進

10 入居者に対する指導について

防火管理者は、新たに入居することとなった者に対し、居住者が守るべき事項を記載したパンフレット（別添参照）を配付し、出火防止、火災発生時の対応について防火管理指導を行うものとする。

11 消防機関への報告、連絡について

防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関と連絡を密にし、必要な報告を行わなければならない。

12 工事中の防火管理について

建物全体に及ぶ増改築等を行う場合には、別に安全対策を樹立する。

13 防火管理業務の一部委託について 該当 非該当

受託者の名前及び住所並びに受託者の行う防火管理業務の範囲及びその方法については、別紙（防火管理業務の委託状況）のとおりとする。

## \_\_\_\_\_にお住まいの皆さまへ

消防法によって、マンションやアパートなどで50人以上の人が居住するときは、防火の監督者、責任者として「防火管理者」を定め、その建物の防火や火災対策の取り決めに「消防計画」として作成することが義務付けられています。

現在、\_\_\_\_\_が居住者を代表しまして防火管理者として管理組合から選任されています。つきましては、居住者の生命と財産を守るために作成されている消防計画のうち、皆さまに守っていただく事項をあげておきましたので御協力をお願いします。

なお、消防計画については管理組合で保管しています。

### ■ 居住者は火災予防上必要な次の事項を守らなければなりません。

- 1 火災予防上守らなければならないこと。
  - (1) ガスコンロ、ストーブなどの火気使用器具やアイロンなどの発熱器具は、使用前及び使用後に必ず点検し、安全の確認など正しく管理に努めること。
  - (2) 喫煙は灰皿のある場所で行い、吸がらの後始末は確実に行うこと。
  - (3) 焼却炉の使用、たき火などは行わないこと。
  - (4) 灯油、LPGなどの危険物品を使用する場合は、その性状に注意し必要量以上は保管しないこと。
  - (5) 廊下、階段、バルコニーの仕切板などの付近には避難に障害となる物品などを置かないこと。
  - (6) 消防用設備等の周囲には、使用の際障害となる物品を置かないこと。
  - (7) 廊下、EVホール等の共用部分には、可燃物を存置せず、放火させない環境づくりに努めること。
- 2 地震による被害を防止するための対策
  - (1) 家具、火気使用器具などの転倒防止及び物品の落下防止の措置をとること。
  - (2) 石油ストーブは、油漏れに注意し、給油に際しては消火してから行うこと。
  - (3) 防災ずきん、非常用飲料水、懐中電灯、携帯ラジオ、医薬品などを準備するよう努めること。
  - (4) 毎月 \_\_\_\_\_日 に家族防災会議又は自治会等の集会の機会ごとに防火、防災上必要な事項について積極的に話し合いをするよう努めること。

■ 居住者は災害が発生した場合、次によりの確に活動しなければなりません。

1 火災時の措置

- (1) 火災を発見した者は、119番通報したのち非常ベル又は大声で付近の者に火災を知らせること。
- (2) 火災現場付近に居る者は、消火器などを使って初期消火に努めること。
- (3) 逃げ遅れた者や、負傷者を見つけた者は、大声で付近の者に協力を求めて人命救助、救護等にあたること。
- (4) 避難する場合は、財物、衣服等に執着しないで早期に安全な場所に避難すること。
- (5) 火災発生場所の居住者や関係者は、消防隊へ積極的に情報提供を行うこと。

2 地震発生時の措置

- (1) 出火防止のためガスレンジ、湯沸器、ストーブなどの火気使用器具の栓の閉鎖及び避難口確保のため出口となるドアなどを開けておくこと。
- (2) 火災が発生した場合は、他に優先して消火活動を行い、負傷者等が発生した場合は居住者が協力して救護にあたること。

■ 訓練及び防災教育への参加

居住者は、防火管理者が実施する消火や避難などの訓練に積極的に参加し、防火、防災思想の高揚、人命安全上必要な知識の習得等に努めること。

■ マンションの共用部分に設置された消防用設備等について

各階の廊下には、消火器や自動火災報知設備の発信機等が設置されています。

各階のベランダには、避難器具等が設置されています。

※ 階段が使えないときは、ベランダの隔壁を割って避難しましょう。

※ ベランダは避難経路の役目も果たしていますので整理整頓を心がけましょう。

防火管理業務の委託状況（ 年 月 日現在）  
（ 方式）

防火対象物名称	
管理権原者名前	
防火管理者名前	
受託者の名前及び住所 法人にあつては名称及び 主たる事務所の所在地	名前（名称） 住所（所在地） TEL
	担当事務所 TEL
受託者の行う防火管理業務 の範囲	
受託者の行う防火管理業務 の方法	